

島根県立出雲工業高等学校魅力化コンソーシアム 規約

(名称)

第1条 本コンソーシアムの名称は「出雲工業高等学校魅力化コンソーシアム」（以下コンソーシアム）とする。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、出雲工業高校の目指す教育の実現と生徒にとってのよりよい学びの場の提供を目指して、企業、自治体、教育機関等地域の多様な関係者と学校、保護者、同窓会等の学校関係者が協働関係を築くことにより、出雲工業高校の教育の魅力化と、ふるさとしまねを支える地域人財の育成を目的とする。

(事業)

第3条 コンソーシアムは前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 産学官が連携したものづくり教育プログラムの研究・開発にかかわること
- 二 生徒や教職員にとって魅力的な学校づくりにかかわること
- 三 対外的な情報発信にかかわること
- 四 コンソーシアム持続化のためのあり方検討にかかわること
- 五 前号に掲げることのほか、コンソーシアムで必要と認める内容

(組織)

第4条 コンソーシアムは、別表1に掲げる団体により構成される

- 2 コンソーシアムには連絡調整をおこなう事務局を出雲工業高等学校に置く。

(委員)

第5条 コンソーシアムの委員は構成団体等が原則1名を推挙し、校長が委嘱する。

- 2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の任期は、前任者の在任期間とする。

(役職)

第6条 コンソーシアムには以下の役職をおく。

- 一 会長 1名
 - 二 副会長 1名
 - 三 委員 (別表1に掲げる構成団体から原則1名とする)
 - 四 顧問
- 2 会長および副会長は委員の互選によりこれを定める。
 - 3 会長は、会務を総理し、コンソーシアムを代表する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代理する。

5 顧問は、必要に応じ関係の団体から出席を依頼する

(委員会)

第7条 コンソーシアムの委員会は、会長が校長と協議の上、招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りではない。

2 委員会は、原則年2回開催する。

3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 委員は自己の利害に関係する議事に参与することはできない。

5 委員会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(ワーキンググループ)

第8条 コンソーシアムの下部組織として、事業実施のためのワーキンググループを置くことができる

2 ワーキンググループの構成は別途定める。

(承認事項)

第9条 会長は第3条に掲げる事業について承認を得るものとする。

(規約の変更)

第10条 この規約は、全体の議事を経なければ変更することはできない。

2 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、委員会の議事を経て会長が定める。

附則

この規約は、令和3年4月1日より施行する。

別表1 (第4条関係)

団体名等
島根県立出雲工業高等学校
島根県立出雲工業高等学校PTA
工雲会
出雲市
塩冶コミュニティーセンター